

気っ風のいい情報を発信

KITA ISHIKARI PUBLICATION

11

NOVEMBER

2021 No.271



子供農業体験～青年部西当別ブロック 西当別地区～

【当別町立西当別小学校にて】

子実とうもろこし 収穫始まる

10月上旬から、当別地区では子実とうもろこしの収穫作業が始まりました。担当職員によると、「夏場の干ばつによる懸念もあったが、比較的順調な生育で推移した」とのことです。

子実とうもろこしの栽培は連作障害回避や土作りに対する有効性が認められており、輪作体系に比較的導入し易い作物として当JA管内でも徐々に作付けする組合員が増えており、現在、当別・西当別地区を中心に26戸の生産者が延べ約87畝を作付けしています。

JA北いしかり子実とうもろこし生産組合では、専用ヘッダーを装着した汎用コンバインを導入しており、組合員は順番に11月上旬頃までに収穫作業を終える見込みです。



収穫作業の様子

甜菜収穫始まる

10月中旬から、JA北いしかり甜菜生産組合では収穫作業がスタートしました。

担当職員によると「収量については若干の個人差はあるものの概ね平年並み。糖度も比較的高めで推移している」とのことです。

JA北いしかり甜菜生産組合は、一昨年3月に当別、西当別、厚田の各地区の甜菜生産組織が統合して新たに設立。現在18戸の組合員が加入しており、今年度は77畝を作付けしています。

生産目標数量は4,500トで、10月下旬頃まで掘り取り作業が続けられます。



収穫作業の様子

獣魂碑法要

9月28日、さっぽろライスターミナル前の獣魂碑にて、獣魂碑法要を行いました。

例年この時期に行っている獣魂碑法要は、食肉加工用途だけではなく、農業の機械化が進む以前には畑を耕す大切な労力として欠かすことの出来ない存在であった動物たちに感謝の意を表し、その魂を鎮めることを目的として開催されています。

当日は穏やかな秋晴れとなり、JA役員、関係職員をはじめ、畜産生産組織や連合会の代表者が参列し、全久寺のご住職の読経の下、肅然とした雰囲気の中で焼香を行いました。



家畜に感謝を込める参列者

廃プラスチック回収 ～青年部～

10月19日から20日にかけて、青年部本部では農業用廃プラスチック・廃タイヤの回収作業を行いました。当別・西当別地区は上当別麦ばら施設前で、厚田・浜益地区はそれぞれ経済センターおよび出張所前で受入が行われました。

今年度2回目となった今回の回収は、4地区全体で約67トとなり（昨年同時期約66ト）、6月に行われた1回目の回収と合わせると約153トとなりました。

部員たちは連携して手際よくトラック誘導、分別、計量を行い、回収された廃プラスチックは、後日回収業者に引き渡され、適正に処理が行われました。



トラックから回収作業を行う部員達



青年部子供農業体験

10月の中旬から下旬にかけ、JA北いしかり青年部は、地域の小学生を対象に秋の農業体験学習を行いました。

当別

当別ブロックでは、10月25日に伊東憲之さんの圃場にて当別小学校の4年生43名、5年生46名を対象に、大豆の収穫体験学習を行いました。

作業開始に先立ち、部員達が資料を用いて収穫方法などを説明。伝統農具の「唐棹」を用いた脱穀作業は、ブルーシートの上を広げられた莢付き大豆を「打穀」する動作を部員が実演し、担任の先生にも体験してもらいました。

また、一定時間内での収穫量を競う「大豆の殻割ゲーム」を児童と部員が一緒に行い、1位のチームにはJA北いしかりブランドの加工食品をプレゼントしました。

西当別

西当別ブロック西当別地区では、10月12日に西当別小学校3年生26名を対象に、同校のグラウン

ドで稲の脱穀体験学習を行いました。

脱穀は昔ながらの「千歯こき」を用いて行い、児童らは慣れない作業に苦戦しながらも真剣に取り組み、部員たちも感心する出来栄となりました。

例年西当別ブロックでは春に「田植え体験」を実施しておりますが、今年もコロナウイルスの感染拡大防止に伴う措置で中止となっており、児童達は待ちに待った農業体験学習に大変満足した様子で取り組んでおりました。今後は12月中旬に「おにぎり集会」と題し、お米新聞の発表会とおにぎり作りが予定されており、教育委員会の方針を受けて開催の可否が検討されます。



「唐棹」による脱穀実演の様子

はなポッケ上当別店 収穫祭

10月10日、「はなポッケ」上当別店にて収穫祭が開催されました。当日は部会員による「南瓜試食イベント」や、「人参詰め放題」も行われ賑わいをみせました。

南瓜試食は「栗天下」、「栗さんま」、「栗美人」、「ゆきこ」、「とつておき」、「雪化粧」、「ソーメンかぼちゃ」の全7品種を提供。来店者も二度にこれ程たくさんの品種を食べ比べられる機会は大変貴重と好評を呼びました。

はなポッケの今年度の営業は11月14日までとなっております。同日には上当別店・道の駅店の両店において、今期のご愛顧にお礼を込めて「感謝祭」を実施する予定です。



イベントの様子

ホクレンSS たまごキャンペーン

燃料課では10月中旬の週末に、JA管内3力所のホクレンSSにて「たまごキャンペーン」を実施しました。日頃のご愛顧に対する感謝と、今後の継続的なご利用をお願いする意を込めて、ガソリン・軽油2L給油毎に鶏卵1個をプレゼントしました。

現在SSでは、各種特典を設けた灯油定期配送の「得トクキャンペーン」や、国内一流メーカーのスタッドレスタイヤをキャンペーン特価で提供する「冬用タイヤ早期予約会」も開催されていることもあり、3力所のSSで合計900台以上が給油に訪れ、1,302パック（10個入り）のたまごがプレゼントされました。



ホクレン当別SSの様子

現場から！

JA北いしかり生産資材
主任技師 久郷 康之
橋本 竜之

秋まき小麦の栽培管理

秋まき小麦の生育状況について (R3年10月15日現在)

■ 本年は9月上中旬の好天 (図1,2) により播種作業は順調に進みましたが、少雨・干ばつ (図3) の影響を受け、一部ほ場では出芽の遅れや生育にバラツキが見られました。その後、9月下旬の降雨により出芽は概ね平年並となりました (表1)。

表1 生育期節等 (普及センター作況:10/15現在)

区分	出芽期	播種始	播種期	播種終
本年	9/27	9/14	9/19	10/2
平年	9/29	9/17	9/23	10/7
平年差	早2日	早3日	早4日	早5日



9月上中旬の平均気温はほぼ平年並。
9月下旬～10月上旬の気温は高く推移した。
(日平均気温: +2.1～1.8°C)



9月上中旬の日照時間は十分に確保された。
(平年比: 150%)



9月上中旬の降水量 (10.5mm,平年比:13%) はかなり少なかった。

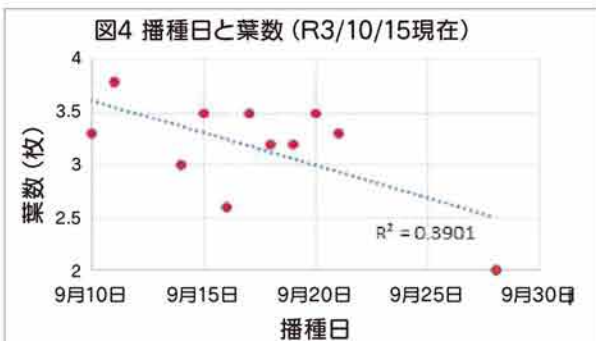
■ JA北いしかり小麦定点ほ調査結果から (R3年10月15日調査)

生育量 (草丈、葉数、莖数) は「きたほなみ」「ゆめちから」とともに、3カ年平均 (H30～R2年) に比べてやや少ない傾向です (表2)。

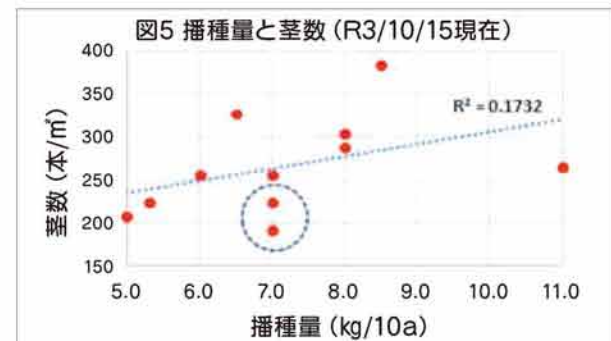
表2 JA小麦定点ほ調査結果 (H30～R3年、10/15現在平均値)

品 種	きたほなみ			ゆめちから		
	草丈 (cm)	葉数 (枚)	莖数 (本/m ²)	草丈 (cm)	葉数 (枚)	莖数 (本/m ²)
本 年	14.5	3.2	255	13.4	3.2	290
3カ年平均 (H30～R2年)	18.0	3.7	305	16.5	3.7	338

※調査ほ場…きたほなみ: 6筆、ゆめちから: 5筆



出芽が遅れたほ場や遅まきほ場では、葉数がやや少ない傾向です。



播種後の雨不足 (干ばつ) や深播きの影響により莖数が少ないほ場がみられます。

いしかり アグリフォーラム 2021



アグリフォーラムとはいったい・・・

石狩管内の若手農業者が日々の研究成果、熱い想いを発表する場です。
一般の方も見学可能です。気になる方はご連絡下さい（参加費 1000 円）

日時：2021年11月25日(木) 13時～（受付：12:30～）

場所：北海道立道民活動センターかでの2・7 大会議室

（札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル）

主 催：いしかりアグリフォーラム2021実行委員会

参加団体：当別町4Hクラブ【当別】、新米塾【新篠津】、

Im fine【江別】、ルーキーズカンパニー【北広島・恵庭・千歳】

北海道大学農学部

問い合わせ先：石狩振興局産業振興部農務課農業経営係

TEL：011-204-5845（農業経営係直通）

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行なわれました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

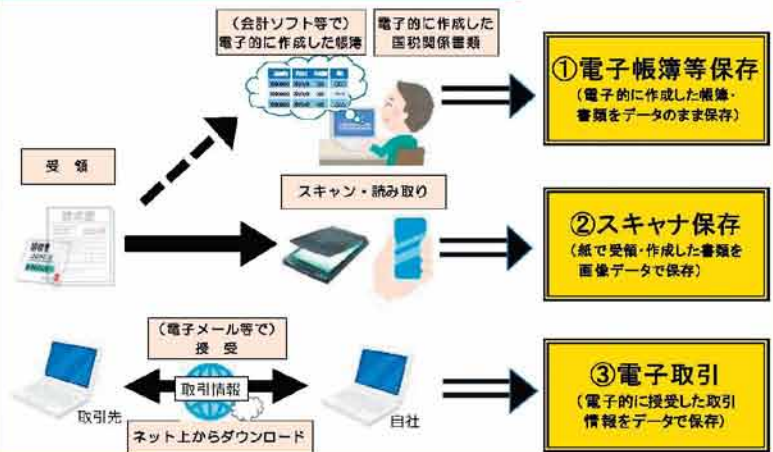
導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



～ 電子帳簿等保存(区分①)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました（電子的に作成した国税関係書類を電磁的記録により保存する場合についても同様です。）。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

※ 令和4年1月1日以後も改正前の要件を満たして保存等を行おうとする方が承認を受けようとする場合には、承認申請書を令和3年9月30日までに所轄税務署長宛提出して頂くようお願いいたします（スキャナ保存も同様です。）。

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合には、本措置の適用はありません。）。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

（注1）一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

（注2）電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“優良”の要件をご確認ください。

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）に従って記録されるものに限られます。他の要件については、電子帳簿の保存要件の概要（次頁）の“その他”の要件をご確認ください。

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用

電子帳簿の保存要件の概要

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	○	-
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	○	-
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① <u>取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること</u> 》 改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	○	○	-
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○	○※1	-
	③ 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○	○※1	-
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること		-	-※1	○※2

※1 保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件のうち②③の要件が不要となります（後述のスキヤ保存及び電子取引についても同様です。）。

※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要となります。

（参考） 優良な電子帳簿の要件を満たして対象帳簿の備付け及び保存を行い、前頁2の届出書の提出がある場合には、所得税の青色申告特別控除（65万円）が適用できます。

電子帳簿の手続に関するQ&A



Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の5%軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の5%軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。



Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の5%軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。

なお、令和4年1月1日より前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和4年1月1日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

～ スキャナ保存(区分②)に関する改正事項 ～

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等(注1)において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができる場合は、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

(注1) 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保(前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件)が不要となりました。

令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

3 適正事務処理要件(注2)が廃止されました。

(注2) 相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のことをいいます。

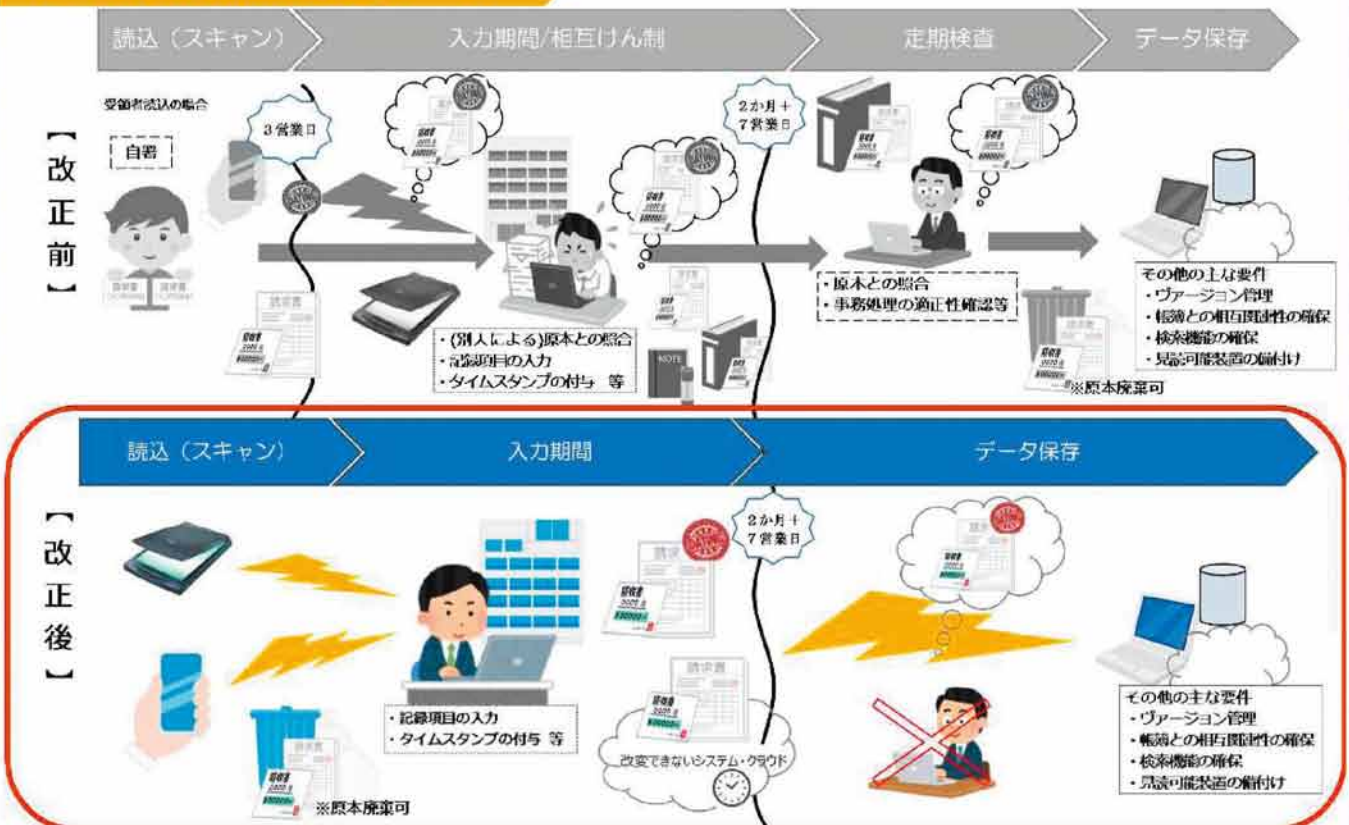
令和4年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

スキャナ保存要件の概要図(イメージ)



スキャナ保存の手続に関するQ&A



Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？
また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和4年1月1日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。

なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

～ 電子取引(区分③)に関する改正事項 ～

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存(区分②)に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間(注)の売上が1,000万円以下である方(小規模な事業者)について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

(注)「基準期間」とは、個人事業者については電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいいます。

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

(1) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。

令和4年1月1日以後行う電子取引について適用

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

(2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます。）。詳しくは、**国税庁 電子帳簿保存法** で **検索**



国税庁
(法人番号 7000012050002)

クロスワードパズル

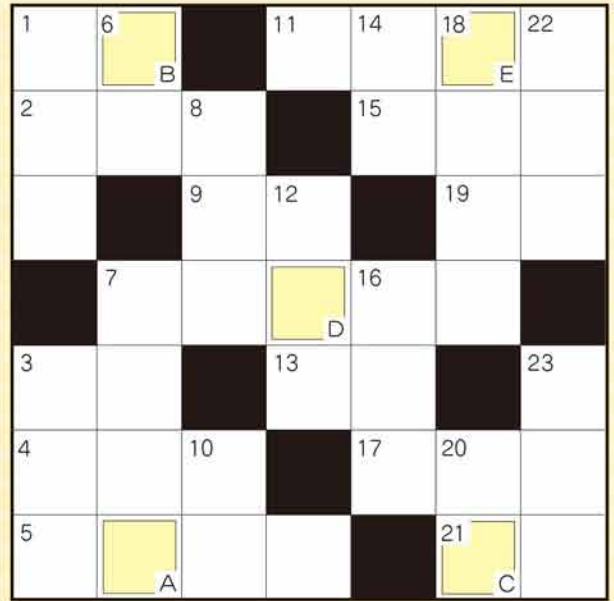
二重マスの文字を
A～Eの順に並べてできる
言葉はなんでしょう？

タテのカギ

- 1 ……石川県を代表する色絵磁器といえば ― 焼
- 3 ……出生届を出すまでに決めます
- 6 ……花などで作るハワイの首飾り
- 7 ……ホップ・ステップ・―
- 8 ……炭を入れて使う暖房器具
- 10 ……kg, kmのk
- 12 ……はがきを買ってきて ― 状を書いた
- 14 ……弓に矢をつがえて狙うもの
- 16 ……ソーセージの一種。薄切りにしたものがピザのトッピングにも使われます
- 18 ……サンタクロースのそりを引きます
- 20 ……木枯らしも嵐（おろし）もこれ
- 22 ……原価に利益や経費を盛り込んで付けます
- 23 ……まきをくべて使う暖房器具。ペチカはロシア風のこれです

ヨコのカギ

- 1 ……一年の終わり。年の―
- 2 ……広葉樹の落ち葉を醗酵させて作ることも
- 3 ……農機具などをしまっておく建物
- 4 ……定期貯金が―を迎えた
- 5 ……家事をする際に着ける前掛け
- 7 ……家を建てるときに神主さんを招いてする儀式
- 9 ……スプリングとも呼ばれる部品
- 11 ……酒よりお菓子の方が好きです
- 13 ……無地のものには付いていません
- 15 ……お―の家に回覧板を回した
- 17 ……食べ過ぎると手が黄色くなるかも？
- 19 ……大みそかの空に響く除夜の―
- 21 ……プラスでもマイナスでもないことを示す数字



10月号の答え・当選者

A カ B ソ C ツ D パ E キ

今回19名の応募の中から、抽選の結果次の3名の方が
当選しました。おめでとうございます。

- ・石狩市 渡辺 由美子さん
- ・ペンネーム なでしこさん
- ・ペンネーム ゆきんこさん

郵便はがき
〒061-0295
63 JA 石狩郡当別町
JA 北いしかり 錦町53番地57
総務企画課 行

- ①パズルのこたえ
- ②〒・住所・電話番号
- ③氏名
- ④年齢
- ⑤意見や要望、身近にあった出来事などの情報をお寄せ下さい。紹介させていただきます。

【応募方法】

- 氏名や住所を伏せたい場合は、その旨ご記入願います。
 - ファックス・Eメールによる応募も受付いたします。
- FAX : (0133)22-2615
Eメールアドレス : kanri03@ja-kitaishikari.or.jp

【締切日】

令和3年11月25日（木）到着分まで

【賞品】

正解者の中から抽選で3名の方へ約2000円相当の当JA加工品の詰め合わせをさしあげます。



JAの予定表

11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「はなポック上当別店・道の駅店」今期営業終了 11/14 営業最終日各種イベント開催予定
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 営農計画策定（JA全体）

なんでも掲示板

■毎日に朝・晩の冷え込みが強くなってきましたね。初めてストーブをつけました。まだこれから冬になる前の仕事が残っています。今年は雪が早いとの声も聞きますが、仕事が全部終わるまでは雪さんが降らない様に願っています。

(石狩市 永澤 節子さん)

■今年も無事に稲刈り、秋小麦播種が終わり一段落。そこで、初めて9月末に札幌国際スキー場へ。ゴンドラで紅葉、すごく良かったです。帰り定山溪で温泉。良い骨休みが出来ました。これから外仕事がありますが、皆さんも朝晩寒くなるので頑張りましょうね。

(ペンネーム 白いたいやきさん)

■10月も下旬となり、すっかり日が短くなりました。朝晩は寒いですが、原油高によりまだまだストーブは辛抱です。衆院解散による総選挙ですが、少しでも投票率が高い選挙結果になることを願うばかりです。ハロウィンはケルト人の大晦日にあたると伝えられております。11月は良き月でありますように！

(新篠津村 鈴木 豊さん)

■麺セット、プレゼントいただきありがとうございます。簡単にラーメンができるので、仕事が遅くなった晩でも子供達で作ることが出来助かりました。うどんとパスタも美味しくいただきました。

(ペンネーム ぼこぼこさん)

■日に日に朝と日中の寒暖差が季節を感じさせる様になりました！「新米」が目につき「漬物の材料」が店頭に並びだし、さらに季節を感じずにはいられませんね！農家さんも少しずつ片

付けに入られる方も…。おいしく頂けることに感謝します。コロナ・インフルエンザと身体の事に関しては自己管理を続けながら日々過ごしていきましよう。

(ペンネーム なでしこさん)

■涼しくなってきたので衣替えがやっとできました。

(ペンネーム ひなたさん)

■いつも楽しく拝見しています。

(ペンネーム たろやんさん)

■ひるおびで「ブラックのジョー」PRキャンペーンを拝見しました。是非味わってみたいです。

(ペンネーム ほんじゅさん)

■今年もコロナに翻弄されているうちに残すところ2ヶ月と少々となりましたね。この様な状況の中でも、私なりに充実した1年の過ごし方が出来、ありがたく思うこのごろですよ。

(当別町 岩田 美智子さん)

■初めて応募したクロスワードパズルで立派な景品を頂き感激しています。当別に住み当別で作られた美味しい麺類をいただき安心して食べることが出来ました。有難うございました。

(当別町 佐藤 久美さん)

■今年の5月に初孫が産まれました。

(石狩市 渡辺 豊さん)

■朝晩めっきり寒くなってきましたね。あと畑にあるものといえば大根、白菜、キャベツくらいのもので。白い雪虫が飛ぶと2週間くらいで初雪が降ると伝えられていますが、今年はどうでしょうね。

(当別町 山田 穂波さん)

■だんだん寒くなって来ました。雪はいやです！

(石狩市 渡辺 由美子さん)

■一気に寒くなりました。身体がついてこなくてカゼをひかないかドキドキです。皆様も気をつけて下さい。

(当別町 鈴木 真希さん)

■緊急事態宣言が解除されたけど、個人経営飲食店が結構辞めてしまいました。残念です。

(神奈川県 藤井 淑江さん)

■雨の少ない夏でしたが、収穫がほぼ終わってからの長雨です。米は豊作で良かったと思います。畑作は少雨でいまいちの様です。また来年を期待して頑張ってください。豊作を祈ります。

(ペンネーム ゆきんこさん)

■今年のカボチャ(栗)とっても美味しいですねえ〜。大好きです。土日の「はなボック」直売所で、色々な生産者さんのカボチャを買って楽しんでます。

(ペンネーム ふとみのほくほくさん)

■我が家では農産物は全て国産品を購入しています。何といっても安心感や鮮度、品質が違います。そして何よりも気持ちを込めて作って下さるからです。これからも良いものを作り続けられるようJAさんに期待します。

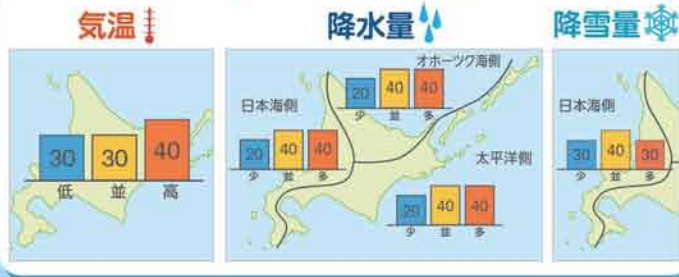
(宮城県 小野寺 修さん)

ここに寄せられたお便りの住所・氏名・年齢などの個人情報、この広報誌以外で使用することはありません。

北海道地方の気温・降水量 3か月予報

令和3年10月25日 札幌管区气象台

向こう3か月の予想



月別の予想 11~1月

11月

次第に冬型の気圧配置が現れるようになりますが、高気圧に覆われやすいでしょう。日本海側とオホーツク海側では、平年に比べ曇りや雪または雨の日が少ない見込みです。太平洋側では、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

平年の日数	晴れ	降水
札幌(日本海側)	11.7	14.6
網走(オホーツク海側)	15.5	10.1
釧路(太平洋側)	21.0	6.9



12月

冬型の気圧配置の強さは平年よりやや弱く、低気圧の影響を受けやすい見込みです。日本海側とオホーツク海側では、平年と同様に曇りや雪の日が多い見込みです。太平洋側では、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

平年の日数	晴れ	降水
札幌(日本海側)	10.2	16.0
網走(オホーツク海側)	16.4	11.6
釧路(太平洋側)	22.8	6.2



1月

冬型の気圧配置の強さは平年よりやや弱く、低気圧の影響を受けやすい見込みです。日本海側とオホーツク海側では、平年と同様に曇りや雪の日が多い見込みです。太平洋側では、平年と同様に晴れの日が多いでしょう。

平年の日数	晴れ	降水
札幌(日本海側)	11.3	18.3
網走(オホーツク海側)	14.8	13.3
釧路(太平洋側)	23.3	4.8



(晴れ日数:日照率が40%以上の日数 降水日数:日降水量が1mm以上の日数)

理事会報告

〈第11回理事会〉

10月28日午後2時30分より、本部第1会議室にて開催されました。

I. 議事

- 議案第1号 労働保険事務組合事務処理規程の改正について
- 議案第2号 組合と理事の契約について
- 議案第3号 石狩地区広域穀類乾燥貯蔵施設

議案第4号

設管理組合への貸付について
農地保有合理化促進事業参加
申込について

議案第5号

クミカン管理料の設定について

II. 報告事項

- 報告事項(1) 各事業報告及び財務報告
(令和3年9月末)
- 報告事項(2) JA共済コンプライアンス点検結果報告

報告事項(3)

反社会的勢力等との取引
排除にかかる定期確認結
果報告

報告事項(4)

営農計画書の審査方針・
基準について

報告事項(5)

組合員の加入・脱退につ
いて

報告事項(6)

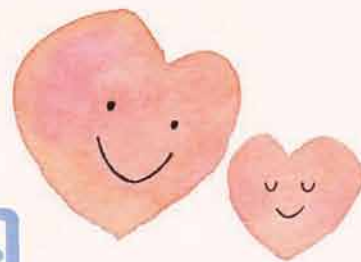
令和3年産小麦精選結果
並びに小麦概算金精算に
ついて

報告事項(7)

内部監査報告について



北石狩農協 婚活事業のご案内



コロナ禍の影響により『農協独自の婚活イベント』の開催が困難な状況となっています。

そこでコロナ感染拡大防止対策を踏まえた中で、結婚相談所のご紹介として、個別にご利用料金やシステムのご説明をいたします。また相談所主催の婚活イベント開催の際に、ご案内させていただきます。

ご希望の方は、下記項目をご記入の上、北石狩農業協同組合
営農販売部営農企画課までご連絡ください。



申込先 北石狩農業協同組合 本部 営農企画課 (担当 三浦)
〒061-0295 石狩郡当別町錦町53番地57
電話:0133-23-2552/FAX:0133-22-0711

氏名	年齢	歳
住所	連絡先 (携帯番号)	

➔FAX申込み (0133-22-0711)

「令和4年度に向けた 無料職業紹介事業の利用」 について

令和4年度無料職業紹介事業を利用される予定の方は、クミカン報告書に同封致しますので「求人票」を記載の上、令和3年12月24日(金)までにFAXまたは下記担当部署へご持参ください。



連絡先: 営農販売部 営農企画課 担当: 三浦
TEL:0133-23-2552 FAX:0133-22-0711

目指せ熟練農家！新規・親元就農者をサポートします！！

とうべつ冬期 農業経営塾

塾生募集

※定員 10 名

講座は全 5 回

- 12/21(火) 栽培基礎 (土壌改良・病虫害対策)
 - 1/18(火) 農業経営 (農業簿記・青色申告の基礎)
 - 1/28(金) 経営管理 (営農計画の立て方・経営分析)
 - 2/15(火) 農業制度 (生産工程管理・収入保険制度)
 - 2/25(金) 農政研修 (指導農業士とのディスカッション)
- 講 師 : 普及センター・JA 中央会

NOSAI・中小企業診断士 他



こんにちは。支援センター事務局の三浦です。

支援センターは新たな担い手の育成に力を入れています。

冬期間に栽培基礎や経営管理・農業制度などの知識を得ることで次年度の営農に少しでも役立てて頂きたい「とうべつ農業経営塾」を開講します。

皆さんとお会いできることを楽しみにお待ちしております。

対象者：新規就農者

農業経験が概ね 5 年以下の親元就農者

当別町で就農を志す者

時 間：13:00～17:00

場 所：北石狩農業協同組合

当別町錦町 53 番地 57

参加費：無 料

申込期日：11/末まで

冬期農業経営塾の申し込み

○メール(nougyou-shien@ja-kitaishikari.or.jp)

○FAX(裏面申込用紙または支援センター

QR コードよりダウンロード可)

のいずれかよりお申込みください。

お問い合わせ：当別町農業総合支援センター

(JA 北いしかり内)

担当：三浦 TEL：0133-23-2552



研修カリキュラム

日 程	講 座	内 容
12/21(火)	農業基礎技術	土壌改良、病害虫、野菜・花き栽培の基礎
1/18(火)	農業基礎技術	農業簿記・青色申告・クミカン制度の基礎
1/28(金)	農業管理分析	営農計画の立て方、農業経営者の経営管理、経営分析、経営計画
2/15(火)	農 業 制 度	生産工程管理（GAP）、認定農業者制度、農地規模拡大・集積、収入保険制度、施設園芸共済、農業労災
2/25(金)	農 政 研 修	消費者が求める農産物、新規就農者の試行錯誤、指導農業士とのディスカッション

とうべつ農業経営塾 申込用紙 (FAX : 0133-22-0711)

申 込 日

※夫婦の場合は連名で記入願います

年 月 日

氏 名 (ふりがな)		
住 所 〒		
電 話 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		
生 年 月 日	S・H 年 月 日 (歳)	S・H 年 月 日 (歳)

参加予定日	12/21(火)	1/18(火)	1/28(金)	2/15(火)	2/25(金)
(○を記入)					

注1) 都合によりカリキュラムが変更となる場合がありますのでご了承ください。

注2) 応募が定員を上回る場合は、全日程参加される方を優先とします。

注3) 参加決定につきましては、別途メール等でご案内します。

注4) 個人情報の取り扱いについては、とうべつ農業塾の運営と支援センターの相談業務に利用します。

組合員の皆様へ



©よりぞう

JAフルスペックローン

当JA購買部経由での購入並びに百万円以上のお借入で

特別金利

JAバンク利子補給の利用で… ※

最大年 **0.475** % 年 **1.475** %
4年目以降
※固定金利5年払いの場合

〔JAフルスペックローン商品概要〕

ご利用いただける方…当JA正組合員（正組合員が構成員となる団体を含む）

お使いみち…農機具（中古含む）、点検、修理、車検、購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金、パイプハウス等資材、建設費用、発電・蓄電設備の取得資金（農業使用に限定）、格納庫建設、取得、増改築、修理に必要な資金

※残存期間15年以内の他金融機関の農機具ローンの借換え（延滞がない場合）

貸付金額…所要額以内

ご返済期間…原則として1年以上15年以内とする。（うち据置2年以内）

ご融資の利率…下記参照

ご返済方法…原則として元金均等償還とします。

担保・保証人…原則として北海道農業信用基金協会保証とします。借入者が法人の場合は原則として代表者を連帯保証人とする。

	固定金利				変動金利
	3年以内	5年以内	10年以内	10年超	
購買部経由での購入	1.475%	1.475%	5年目まで 1.475% 6年目以降 2.800%	6年目以降 3.300%	1.500%
農機具メーカー等より及び 他金融機関農機具ローン借換	1.600%	2.000%	2.800%	3.300%	

 JA北いしかり

金融共済部 本店 0133-23-2560
西当別支店 0133-26-2111
厚田支店 0133-77-2311



©よりぞう

11
NOVEMBER
2021
No.271

発行 北石狩農業協同組合
編集 企画管理部 総務企画課
住所 〒061-0295 石狩郡当別町錦町53番地57
電話 0133-23-2530
ホームページアドレス <http://www.ja-kitaishikari.or.jp>
Eメールアドレス kanri03@ja-kitaishikari.or.jp



ホームページ



Eメール

KITA
ISHIKARI
PUBLICATION